職員の業務負担軽減に関する項目

府教育庁としては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えている。

　市町村教育委員会に対して、支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか、個々の障がいの状況に応じた「自立活動の指導」となっているか等、改めて確認し、必要に応じて本人・保護者と合意形成を図りながら、教育課程の内容や学びの場の変更等を検討するよう伝えている。

職員の業務負担軽減に関する項目

府教育庁では、支援学級に在籍する子ども一人ひとりの障がいの状況に応じて、きめ細かな指導・支援がなされるよう、市町村教育委員会と連携し、障がい種別による学級設置をすすめている。

　今後とも、市町村教育委員会の設置計画をもとに、各学校における在籍予定の児童生徒の障がいの状況やその学級の状況を聴取した上で、実態に応じた支援学級の設置に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

府教育庁では、通常の学級に在籍するＬＤ・ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童・生徒への指導、支援の充実を図るため、通級指導教室の設置に努めている。今後とも、通級指導教室の拡充に向け、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施するよう、国に対して要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

府教育庁としては、障がいのある児童生徒の障がいの重複化、多様化を踏まえ、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置をすすめるとともに、引き続き、国に対して支援学級の編制基準の見直しを要望していく。

教職員定数については、学校教育の充実・発展と、教育課題に的確に対応するため、国の措置する定数を最大限に確保し、各学校の課題の状況とその取り組みに応じて、重点的な教職員の配置を行っているところ。

　今後とも、教職員定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

国は、義務教育標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を５年かけて段階的に35人に引き下げるが、府としては、35人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続する。

　国に対しては、35人学級を小学校全学年で早期に実現するとともに中学校にも拡充すること、さらに35人学級への計画的な引き下げに伴う教職員定数の改善については、加配定数を維持するよう、要望を行っているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中・義務教育学校の支援学級設置については、市町村教育委員会の設置計画をもとに、各学校における在籍予定の児童生徒の障がいの状況やその学級の状況を聴取した上で、実態に応じた障がい種別による支援学級設置に努めているところ。

市町村に対しては、多様な学びの場について丁寧に説明するとともに、保護者とも協議した上で、児童生徒の教育的ニーズに最も適した学びの場を決定するよう指導助言している。

職員の業務負担軽減に関する項目

　令和３年度も府立支援学校に校内の消毒や給食時の見守り等を行う「スクールサポートスタッフ」と児童生徒の直接介助等に携わることができる「学習支援員（介助員）」を配置した。

　令和５年度についても予算要求をしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

　令和５年度文部科学省予算案においては、教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、4,808人の定数改善が行われることとなっております。

　引き続き、国への働きかけやその動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めることにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

　スクール・サポート・スタッフ配置事業については、今年度、国庫補助事業である教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）を活用し、市町村の配置計画を踏まえて補助金を措置しているところ。

　引き続き、予算確保に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

支援学級の設置については、市町村教育委員会からの設置計画をもとに、支援学級在籍予定の児童生徒の障がいの状況等を聴取し、実態に応じた支援学級設置の促進に努めているところ。

今後とも、学校教育法第81条をはじめ、各法令に則り、障がい種別による支援学級の設置の促進に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中・義務教育学校における障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめている。府としては、今後とも、市町村教育委員会の設置計画をもとに、学校ごとに在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況等を十分に聴取した上で、障がい種別による支援学級設置に努めていく。

また、支援学級の編制基準の見直しや教職員定数の改善については、引き続き、国に要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

支援学級については、各市町村教育委員会からの計画をもとに設置している。府教育庁としましては、今後とも、市町村教育委員会と連携し、障がい種別による支援学級設置に努めていく。

　加えて、学校教育法において、支援学校のセンター的機能が明確に位置づけられていることを踏まえ、「支援教育地域支援整備事業」では、府立支援学校がセンター的機能をより一層発揮し、支援学校リーディングスタッフによる訪問相談等を通じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用についての指導・助言を行うなど、小・中・義務教育学校における支援教育の充実に努めている。

　今後とも大阪府における支援教育の現状を踏まえ、市町村教育委員会と連携しながら、一人ひとりのニーズに沿った、よりきめ細やかな子どもへの対応となるよう、教育条件の充実に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進してきた。

　「ともに学び、ともに育つ」教育の一層の充実に向け、実態に即した人的配置や予算措置等を行うよう、国に対して要望している。

　通級指導教室については、今年度、政令市を除いて昨年度に比べ69教室を増設置し、小学校及び義務教育学校前期課程で302教室、中学校及び義務教育学校後期課程で102教室を設置している。

　府教育庁としては、市町村の「通級指導教室設置計画」に基づいた教員配当ができるよう努めるとともに、今後とも、通級指導担当教員の基礎定数化を確実に実施するよう、国へ要望していく。

　また、支援教育コーディネーターについては、平成19年度から府内全ての市町村の小・中学校において指名され、校務分掌に位置付けられているところではあるが、さらなる支援教育体制の充実に向け、基礎定数化が図られるよう、引き続き、国に要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童生徒の状況や、支援のニーズを踏まえ、府教育庁では、市町村教育委員会と連携し、通級指導教室の増設置に努めている。今年度は昨年度に比べ、政令市を除く小・中・義務教育学校あわせて69教室を増設置し、現在404教室を設置している。

　府教育庁としては、今後とも通級指導教室の充実に努めるとともに、通級指導担当教員の基礎定数化が確実に図られるよう、引き続き国に対して要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

平成29年度から、国が看護師配置に係る市町村への直接補助制度を創設し、看護師を配置するすべての市町村に国庫補助がなされている。

　府教育庁としては、平成30年度より、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施している。本事業では、学校看護師の定着支援や医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備等に対する経費、外部人材の活用に係る経費、市町村教委が行う通学支援に係る経費について、その一部補助を行っているところ。

　引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒が安全・安心に、地域の小・中学校へ就学・通学することができるよう、ハード・ソフトの両面から市町村の取組みを支援していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

知的障がいのある児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

現在、令和２年10月に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、もと府立西淀川高校を活用した新たな支援学校の整備などの取組みのほか、令和３年９月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、交野支援学校四條畷校の今後のあり方も含め、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

平成24年４月１日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の一部改正で、市町村教育委員会の判断により、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が学校運営上や教育上望ましい場合には、標準学級数に応じて配置した定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

職員の業務負担軽減に関する項目

国は、義務教育標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を５年かけて段階的に35人に引き下げるが、府としては、35人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続する。

国に対しては、35人学級を小学校全学年で早期に実現するとともに中学校にも拡充すること、さらに35人学級への計画的な引き下げに伴う教職員定数の改善については、加配定数を維持するよう、要望を行っているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

　チャレンジテストについては、本テスト結果を活用し、大阪の子どもたちの学力を把握・分析し、教育指導の工夫改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定の公平性の担保に資する資料を作成することを目的に実施しているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

　チャレンジテストについては、中学生チャレンジテスト実施要領に基づき実施している。

入学者選抜においては調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要であり、実際に受験する生徒たちの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、チャレンジテストの結果を活用した府内統一ルールを定めている。

　令和５年度入学者選抜については、今年４月に方針を決定、公表し、６月上旬に市町村教育委員会及び中学校等の校長を対象に説明を行った。また、６月に作成した「大阪府公立高等学校等ガイド」の中に、入学者選抜の概要を掲載し、府内の公立中学校の３年生全員に配付した。

令和２年度及び３年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「WEB版進学フェア」を実施しましたが、今年度は感染防止策を講じながら「大阪府公立高校進学フェア2023」を開催し、その中で入学者選抜制度について説明する時間を設けるなど、中学生や保護者の皆さんに制度の周知を図った。10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などに対して説明を行った。今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

教員の定数について、国の措置する定数を最大限に確保する中で、各学校における課題の状況や取組みの実情等を勘案し、適切な配置を行っていく。

施設設備の整備については、引続き学校からの要望や生徒の実態を踏まえ関係課とも連携し、必要な対応をしていく。

給与制度に関する項目

給料の調整額については、平成18年３月31日付けで、職員の給料の調整額に関する規則を改正し、３年間の経過措置を講じた上で廃止した。

職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っている。

　人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行っていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

教員採用選考テストにおいては、校種・教科による区分での募集及び選考を基本としているところ。